

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定により、令和 8 年度一般廃棄物処理実施計画を定めたので、高鍋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 2 条の規定により、次のとおり公表する。

令和 8 年 4 月 1 日

高鍋町長 黒 木 敏 之

令和 8 年度 高鍋町一般廃棄物処理実施計画

- 1 一般廃棄物の排出の状況
- (1) 計画区域 高鍋町全域とする。
- (2) 一般廃棄物の排出量

一般廃棄物の種類		排出量	合 計
燃 や せ る ご み		4, 2 0 0 t / 年	4, 9 7 3 t / 年
燃 や せ な い ご み		5 6 t / 年	
資 源 物	プ ラ ス ッ ク 製 容 器 包 装 類	1 1 5 t / 年	
	ビ ン ・ 飲 料 用 缶	1 2 0 t / 年	
	金 属 類	7 7 t / 年	
	ペ ッ ト ボ ト ル	6 5 t / 年	
	衣 類 等	6 4 t / 年	
	古 紙 類	1 2 0 t / 年	
	蛍 光 管	1 t / 年	
	粗 大 ご み	1 5 0 t / 年	
乾 電 池		5 t / 年	
し 尿		2, 1 5 0 k l / 年	1 2, 0 5 0 k l / 年
浄 化 槽 汚 泥		9, 9 0 0 k l / 年	

2 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

(1) 家庭から排出される一般廃棄物

一般廃棄物の種類	収集運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やせるごみ	町（委託） (株)高鍋衛生公社	一部事務組合(西都児湯クリーンセンター)	圧縮	宮崎市(エコクリーンプラザみやざき)	焼却・埋め立て
燃やせないごみ	町（委託） (株)高鍋衛生公社	一部事務組合 (西都児湯クリーンセンター)	破碎・選別 (可燃残渣は燃やせるごみ、破碎鉄・アルミは金属類へ)	一部事務組合 (西都児湯クリーンセンター)	埋め立て
プラスチック製容器包装類	町（委託） (株)高鍋衛生公社	一部事務組合 (西都児湯クリーンセンター)	異物選別・圧縮 (異物は燃やせるごみへ)	指定法人(日本容器包装リサイクル協会)	資源化
ビン・飲料用缶	町（委託） (株)高鍋衛生公社	一部事務組合 (西都児湯クリーンセンター)	(ビン)選別	指定法人(日本容器包装リサイクル協会)	資源化
			(缶)選別・圧縮	業者	資源化
金属類	町（委託） (株)高鍋衛生公社	一部事務組合 (西都児湯クリーンセンター)	破碎・選別 (可燃残渣は燃やせるごみへ)	業者	資源化
ペットボトル	町（委託） (株)高鍋衛生公社	一部事務組合 (西都児湯クリーンセンター)	選別・圧縮	指定法人(日本容器包装リサイクル協会)	資源化
衣類等	町（委託） (株)高鍋衛生公社	業者	—	業者	資源化
古紙類	町（委託） (株)高鍋衛生公社	業者	—	業者	資源化
粗大ごみ	町（委託） (株)井上商店	一部事務組合 (西都児湯クリーンセンター)	破碎・選別 (不燃残渣は燃やせないごみへ)	宮崎市(エコクリーンプラザみやざき)	焼却・埋め立て
		(金属類)業者	選別	業者	資源化
電池類	町	一部事務組合 (西都児湯クリーンセンター)	選別	業者	資源化
し尿	町（委託） (株)高鍋衛生公社	一部事務組合(高鍋木城衛生組合)	(し渣)西都児湯クリーンセンターへ運搬	宮崎市(エコクリーンプラザみやざき)	焼却・埋め立て

			脱 水	業 者	資源化
浄化槽汚泥	許可業者 (株)高鍋衛生公社	一部事務組合(高 鍋木城衛生組合)	脱 水	業 者	資源化

(2) 事業所から排出される一般廃棄物 (産業廃棄物を除く)

一般廃棄物 の 種 類	収集運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃 や せ る ご み	排 出 者 許 可 業 者	一部事務組合(西都 児湯クリーンセンタ ー)	圧 縮	宮崎市(エコクリーン プラザみやざき)	焼却・埋め 立て
衣 類 等	排 出 者 許 可 業 者	業 者	—	業 者	資源化
古 紙 類	排 出 者 許 可 業 者	業 者	—	業 者	資源化

事業活動に伴って排出されるごみ(事業系廃棄物)は、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。

事業系廃棄物のうち法律で定められた20種類の廃棄物(産業廃棄物)については、県が許可した産業廃棄物許可業者に委託し、適正な処理を行う。

排出者はごみの減量に努め、分別を徹底し、積極的に再資源化に取り組むこととする。

3 一般廃棄物の種類（分別区分）及び収集受入方法等

（１） 家庭から排出される一般廃棄物

種 類	収 集 方 法	摘 要
燃やせるごみ	週 2 回 ステーション収集	町内全域：指定袋にて排出 必要に応じ特別収集を実施
燃やせないごみ	週 1 回 ステーション収集	町内全域：指定袋にて排出
粗大ごみ	月 2 回 持ち込み(西都児湯資源リサイクルセンター)	委託業者施設に直接搬入
(資源ごみ) ビン・缶 ペットボトル その他の金属類	週 1 回 ステーション収集	町内全域：指定袋にて排出 分別の徹底の強化 スプレー缶等のガス抜き徹底
(資源ごみ) プラスチック製 容器包装類	週 1 回 ステーション収集	町内全域：指定袋にて排出 分別の徹底の重点強化
(資源ごみ) 衣類等	週 1 回 ステーション収集	町内全域：指定袋にて排出 燃やせるごみの減量化
古紙類 ・新聞・チラシ ・段ボール ・雑誌・その他の紙類	月 2 回 ステーション収集	町内全域：紐で縛り排出 燃やせるごみの減量化及び資源化
電池類	随時 拠点収集	町内全域：地区および役場にて収集 充電式電池等の分別徹底
その他のごみ	拠点収集（町と協議）	地区清掃・ボランティア活動等
し尿	戸別	区域ごとの計画収集
浄化槽汚泥	許可業者収集	

粗大ごみ搬入施設、受入時間

施 設 名	委託先：西都児湯資源リサイクルセンター
所 在 地	高鍋町大字南高鍋 8 4 1 3 番地 1 5
受 入 日 受 入 時 間	毎月 第 2 ・ 第 4 土曜日 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで (※午前 12 時から午後 1 時を除く)

家庭から排出されるごみは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、缶・ビン、金属類、ペットボトル、衣類、プラスチック製容器包装類及び古紙類（新聞・チラシ、雑誌、段ボール）に分別し、指定袋に入れ（古紙類は紐で結束し）、住んでいる地区の決められた収集日の朝、午前 8 時までにごみステーションに排出することによりごみの適正処理及び収集の効率化を図る。

（２） 事業所から排出される一般廃棄物

種 類	収集方法	適用
事業系一般廃棄物	許可業者との契約による。	分別の袋は、町指定袋によらず、 透明であれば使用可能とする。

事業活動に伴って排出される一般廃棄物は、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。

排出者は、ごみの減量に努め、分別を徹底し、資源化業者や許可業者を活用するなどして積極的に再資源化に取り組むこととする。自ら処理できない場合には、町が許可した一般廃棄物収集運搬業者に委託して収集運搬し、西都児湯クリーンセンターで処理するものとする。

4 一般廃棄物の排出抑制及び資源化等の促進の方策

(1) 排出抑制の促進

項 目	概 要
ごみ減量化・資源化の普及	ごみ減量化・資源化の普及を促進するため、広報・出前講座を行い住民への周知を行う。
事業者に対する指導	事業所に対しては、自主的なリサイクルへの取り組みを啓発していくとともに、多量排出事業所へは、廃棄物の適正処理や排出抑制・再利用の促進の指導に努める。

(2) 資源化等の促進

項 目	概 要
ビン・缶・ペットボトル及びその他の金属類の資源化	ごみ減量化・資源化の推進を図るため、ビン・缶・ペットボトル・その他の金属類の分別収集の徹底を推進し、西都児湯クリーンセンターで選別後、指定法人などに引渡し資源化を図る。
プラスチック製容器包装類の資源化	ごみ減量化・資源化の推進を図るため、プラスチック製容器包装類の分別収集の徹底を推進し、西都児湯クリーンセンターで選別後、指定法人などに引渡し資源化を図る。
電池類の適正処理	危険廃棄物である電池類については、地区および役場にて随時収集を行い、西都児湯クリーンセンターに持込み適正に処理する。また、充電式電池等の分別の徹底を図り、処理業者を案内するなど適正な処分ルートにて処理を行う。

5 一般廃棄物の処理量及び資源化量

一般廃棄物の種類		処理量	資源化量
燃 や せ る ご み		4, 248 t/年	—
燃 や せ な い ご み		56 t/年	—
資 源 物	プラスチック製容器包装類	—	94 t/年
	ビン・飲料用缶	—	115 t/年
	金 属 類	—	60 t/年
	ペ ッ ト ボ ト ル	—	55 t/年
	衣 類 等	—	64 t/年
	古 紙 類	—	120 t/年
	蛍 光 管	—	1 t/年
粗 大 ご み		150 t/年	—
乾 電 池		5 t/年	—
し 尿 ・ 浄 化 槽 汚 泥		12,050 kl/年	—

※ 燃やせないごみ、プラスチック製容器包装類及び金属類に混在する異物や可燃残渣は、燃やせるごみとして処理する。

6 許可業者（令和8年4月1日現在）

（１）一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧

許可番号	業者名	住所	許可期限
1	(株)高鍋衛生公社	高鍋町大字持田1334番地2	令和9年12月31日
3	フジクリーン(有)	西都市大字上三財5681番地2	令和10年3月31日
4	(有)立花産業	高鍋町大字北高鍋74番地3	令和10年3月31日
5	(有)かわの	川南町大字川南7064番地2	令和8年4月5日
7	(株)山崎紙源センター	宮崎市江平東町6番地13	令和10年3月31日
9	合資会社岩切環境	宮崎市佐土原町下田島11012番地1	令和10年3月31日
10	(株)井上商店	高鍋町大字持田1860番地3	令和8年5月31日
14	(株)真栄	西都市大字三宅2445番地12	令和9年3月31日
19	(有)クリーンクリエイト	新富町大字新田8452番地1	令和8年6月18日

（２）一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧 2（造園関係）

許可番号	業者名	住所	許可期限
13	(株)藤井建設	西都市大字右松1979番地	令和8年8月15日
15	高鍋町シルバー人材センター	高鍋町大字北高鍋311番地	令和9年5月31日
16	(有)エル・ワイ・ケイ	高鍋町大字上江7097番地2	令和10年3月9日
31	(有)藤井重機	新富町大字新田14188番地3	令和8年8月15日
33	野津手靖久	高鍋町大字上江2156番地	令和9年7月9日
38	櫻井造園	高鍋町大字上江7697番地275	令和9年2月6日

（３）浄化槽清掃業許可業者一覧

	業者名	住所	許可期限
2	(株)高鍋衛生公社	高鍋町大字持田1334番地2	令和9年12月31日

令和8年4月1日現在、一般廃棄物収集運搬業の許可業者は15者あり、うち（１）の表にある9者に対しては、事業系一般廃棄物の収集運搬の業を行うための、（２）の表にある6者に対しては自社業務に伴う廃棄物の収集運搬を行うための許可としている。

現行の許可業者で安定した収集運搬体制が維持できている状況である。